

福岡県公報

平成二十四年七月二十四日
第三千四百十四号
増刊
①

目次

規則 (三十七号)

○福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例第三条第二項

ただし書の標準処理日数等を定める規則を廃止する規則(人事課)……………一

規則

福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例第三条第二項ただし書の標準処理日数等を定める規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年七月二十四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十七号

福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例第三条第二項ただし

書の標準処理日数等を定める規則を廃止する規則

福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例第三条第二項ただし書の標準処理日数等を定める規則(平成二十三年福岡県規則第二号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十四年八月一日から施行する。